

平成二十五年十月二十四日提出
質問 第三二二号

消費税増税分の社会保障充実への配分に関する質問主意書

提出者 山井和則

消費税増税分の社会保障充実への配分に関する質問主意書

政府は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律ならびに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律に基づき、本年十月一日の閣議決定において、消費税率（国・地方）を、平成二十六年四月一日に五パーセントから八パーセントへ引き上げることを確認したところである。また、十月十五日には、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案を閣議決定し、衆議院に提出したところである。

そこで、以下のとおり質問する。

一 消費税が十パーセントに上がった際には、増収はいくらと見込まれ、その何割、いくらを社会保障の充実に配分する予定ですか。

二 消費税が八パーセントに上がった際には、増収はいくらと見込まれ、その何割、いくらを社会保障の充実に配分する予定ですか。

三 消費税が十パーセントに上がった際と、八パーセントに上がった際には、増収のうちの社会保障の充実

に配分する割合は同じですか。もし異なるならそれはなぜですか。
右質問する。